

令和6年度における独立行政法人奄美群島振興開発基金の
中小企業者に関する契約方針

独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「基金」という。）は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第5条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和6年4月19日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和6年度における新規中小企業をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を以下のとおり定める。

第1 中小企業の受注の機会の増大を目標に関する事項

1 基金は、令和6年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額が7百万円、比率が100.0%になるよう努めるものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

上記の中小企業・小規模事業者向け契約目標のうち、新規中小企業者の契約比率については、前年度までの実績を上回るよう努め、スタートアップ（新規創業）育成の重要性を踏まえて新規中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

基金は、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るため、次のとおり取り組むこととする。

1 官公需情報の提供の徹底

(1) 一般競争入札又は公募公告の案件について、発注見通し及び入札情報を基金のホームページに掲載することにより情報提供に努める。

(2) 入札情報等を希望する業者に対しては、メールにて入札予定案件の情報提供を行う。

2 中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注とする工夫

中小企業・小規模事業者が余裕をもって計画的に参加できるよう、事業内容に応じて適切な公告期間を設けるとともに、可能な限り説明会を実施し、説明会から入札までの期間を十分に確保する。

3 調達における下位等級者の参加の推進

調達による競争参加資格の設定に際しては、一等級又は二等級下位の等級者の競争参加を可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

4 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

(1) 基金は、工事の発注に当たっては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。特に、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇時における請負代金額の変更の的確な実施のため、あらかじめ、当該変更についての条項を契約に適切に設定するとともに、当該条項の運用基準を策定しておくものとする。

(2) 基金は、物件及び役務の契約の途中で、需給の状況又は労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うものとし、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮するものとする。

5 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

(1) 適正な納期・工期の設定

被災地域における工事の発注における工期等の設定に当たっては、休日日数（土日、祝日、年末年始及び夏期休暇）、降雨日や出水期等の作業不能日数、現場状況を勘案した上で、無理な工程とならないよう十分配慮し、適切に設定することとする。

(2) 適切な予定価格の作成、官公需を通じた被災地域への支援等

被災地域における需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切な予定価格を作成するものとする。また、物件の発注に当たっては、東日本大震災における原子力発電所事故に関して、周辺地域で生産されていることを理由として不当に取引を制限せず、官公需を通じた被災地域への支援に努めるものとする。

6 令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮

令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震の被災地域の中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興を支援するため、基金は、特に上記5に掲げる適正な工期の設定及び適切な予定価格の作成について同等の措置を講じることとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置

基金は、新規中小企業者の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組むこととする。

過去の実績を過度に求めない運用

役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行の確保に支障がない限り、評価項目を設定するに際しては、過去の実績を過度に求めないように配慮するものとする。

2 組合の受注の機会の増大のために講ずる具体的措置

官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るため、基本方針に即して取り組む。

第4 上記第1～第3に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、基金の全ての調達担当課に適用する。

2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者の受注の機会の増大のため、基金に推進本部を設置する。推進体制は以下のとおりとし、推進本部に関する庶務は総務企画課が行う。

本部長 総務企画課長

本部員 総務企画課職員

なお、推進本部においては、中小企業者・小規模事業者の調達実績を踏まえ、必要に応じて改善策を検討する等、中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。

